

告 示

埼玉県告示第三百十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 許可番号

第二〇二〇一七一一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北本市中丸八丁目地内

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百八十三・四六立方メートル